

<建設業法違反通報窓口のご案内>

建設業法令遵守推進本部 **「駆け込みホットライン」**
なくそう違反、あったら通報!

「駆け込みホットライン」は、「元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反」や「工事現場での法令違反」、「虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反」など、建設業に係る法令違反行為の情報を受け付けます。

◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、国土交通省の各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

全国共通 ナビダイヤル (イハン) (ツウホウ)
TEL 0570-018-240
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)
※ナビダイヤルの通話料は発信者負担となります。
FAX 0570-018-241
E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp

<建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内>

建設業取引適正化センター
トラブルを解消して、健全な取引をしよう!

元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

相談申込先
(相談料無料)

センター東京
TEL 03-6229-1488
FAX 03-3588-0758
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

受付時間/9:30~17:00(土日・祝祭日除く)

★「下請取引等実態調査」について

国土交通省では、元請負建設業者と下請負建設業者との取引の実態を把握し、代金支払いや契約締結等の適正化及びその指導を図ることを目的として、毎年、「下請取引等実態調査」を実施しております。

★平成21年度下請取引等実態調査の結果(概要)

- 調査の概要
 - 建設業法の遵守状況
建設企業約1万2千者のうち、建設業法を遵守している企業は約3%で、知事・一般許可業者の適正回答者の割合が低く、資本金規模の小さい建設企業ほど適正回答の割合が低い傾向となっております。
 - 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
しわ寄せの内容としては、「追加・変更契約の締結拒否」が最も多い回答でした。
 - その他のしわ寄せ
発注者(施主)から不当なしわ寄せを受けた事例の認識(6.8%)で、「公共機関等」が約30%、「民間企業」が約45%で、不当取引の内容は、「追加・変更契約の拒否・サービス工事の強要」が最も多い結果となっております。(約36%)

★調査結果に基づく改善対策

不当なしわ寄せを行う建設企業に対し、厳しい経済情勢を踏まえ、下請取引の指導を行っています。
また、未回答建設企業については、建設現場や契約支払事務等に携わる責任者等に研修会等の受講を求めていくこととします。

建設業法令遵守に関する詳細は・・・「建設業法令遵守ハンドブック【ポイント編】」・「建設業法令遵守ガイドライン」をご参照ください。
「ハンドブック」→http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/plan_build/pdf_0805/220331_hourei_junshu_point.pdf
「ガイドライン」→http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/plan_build/pdf_0801/0809_hourei_junshu.pdf

本リーフレットに関するお問い合わせ

国土交通省東北地方整備局 建設部 計画・建設産業課 住所:宮城県仙台市青葉区二丁目9-15 TEL 022-225-2171(代表)
岩手県県土整備部 建設技術振興課 住所:岩手県盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5942(直通)

建設業者の皆様へ

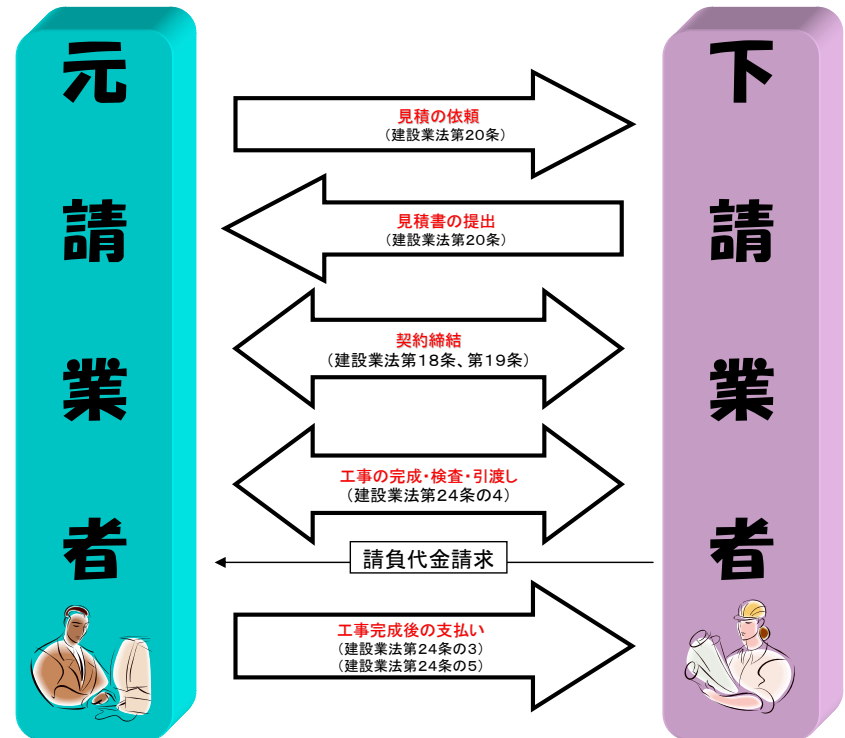
守ろう建設業法
元請下請取引の適正化に向けて

- 国土交通省東北地方整備局 建設部 計画・建設産業課
- 青森県県土整備部 監理課
- 岩手県県土整備部 建設技術振興課
- 宮城県土木部 事業管理課
- 秋田県建設交通部 建設管理課
- 山形県県土整備部 建設企画課
- 福島県土木部企画技術総室 建設産業室

建設業法では、元請下請取引における様々なルール(条項)が定められています。
皆さんの会社は適正な取引を行っていますか?

元請・下請取引の流れ

見積の依頼から工事完成後の支払まで、以下のフローチャートのそれぞれの場面で、建設業法に定められたルールに従って事務処理を行わなければなりません。



※工事期間中の「契約内容の変更」、「前払金の支払い」、「出来形部分の支払い」についても、建設業法により規定が定められています。(詳しくは本リーフレットをご覧ください。)

見積の依頼（建設業法第20条第3項）・見積書の提出（建設業法第20条第1項）

<見積の依頼>

元請負人は、下請契約を締結する以前に、契約の内容となる重要な事項（建設業法第19条第1項に定められている14項目のうち、「請負代金の額」を除いた13項目）について、できる限り具体的な内容を下請負人に提示し、建設業法施行令第6条に定める見積期間を設けなければなりません。※建設業法第19条第1項に定められている14項目については、下記「契約締結」をご参照ください。

見積期間（建設業法施行令第6条）

- 工事1件の予定価格
- ①500万円に満たない工事………中 1日以上
- ②500万円以上5,000万円に満たない工事………中10日以上
- ③5,000万円以上の工事………中15日以上

<見積書の提出>

建設業者は、「工事の種類」ごとに「経費の内訳」が明らかとなった見積りを行うよう努めなければなりません。
 ○工事の種類………切土、盛土、型枠、鉄筋などの「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」を指します。
 ○経費の内訳………労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等を指します。

**工事見積条件の明確化のため、
見積依頼は書面で行うようにしましょう！**

契約締結（建設業法第18条、19条）

<契約締結>

契約は、当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて締結しなければなりません。契約の締結に際しては、書面に以下の14項目を明示し、工事着工前までに署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない14項目（建設業法第19条第1項）
 ※注文書・請書による契約方法でも、下記14項目の記載が必要です。

①	工事内容
②	請負代金の額
③	工事着手の時期及び工事完成の時期
④	前払金又は出来高払の時期及び方法
⑤	当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は増書の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑥	天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑦	価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
⑧	工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑨	注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑩	注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡し時期
⑪	工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑫	工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすることを、その内容
⑬	各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑭	契約に関する紛争の解決方法

★工事に変更が生じた場合でも、書面により契約締結すること（建設業法第19条第2項）

追加工事や工期延長等により当初の請負契約書（注文書・請書も含む）に掲げる事項を変更するときは、追加工事等の着工前に、その変更の内容を書面に記載し、署名又は押印をして相互に交付しなければなりません。

元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません！

（建設業法第19条の3）

「自己の取引上の地位を不当に利用」とは？

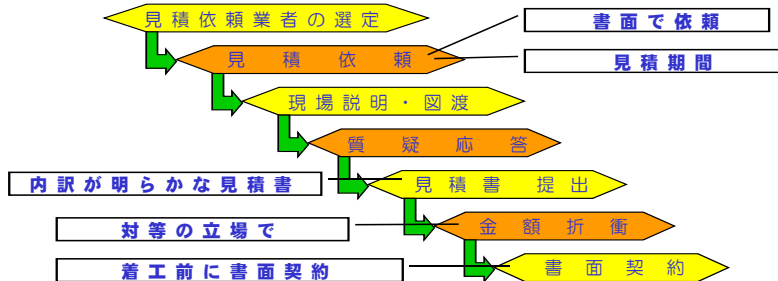
○元請負人が下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人と十分に協議を行わず、一方的に決定し、取引を強要するようなことを言います。
 建設業法第18条により、各々対等な立場における合意に基づいて契約締結することが義務付けられていますので、このような行為は違反となります。

「通常必要と認められない原価」とは？

○施工しようとする工事に係る標準的な単価等に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものです。

口頭での契約締結、着工後の契約締結は建設業法違反！

見積～契約までの流れ



工事の完成・検査・引渡し（建設業法第24条の4第1項・第2項）

<工事の完成・検査・引渡し>

下請工事の完成を確認する検査は、下請業者から工事完成の通知を受けた日から20日以内で、かつできる限り短い期間内に確認検査を完了しなければなりません。
 また、下請人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

請負代金の支払い（建設業法第24条の3第1項・第2項）

<出来形部分の支払い・工事完成後の支払い>

元請負人が、注文者から出来形部分の支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その支払いの対象となった工事の下請負人に対して、相当する下請代金を注文者から支払いを受けた日1ヶ月以内で、かつできる限り短い期間内に支払わなければなりません。

<前払金の支払い>

元請負人は、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く）からの前払金は現金でなされるので、速やかに現金で前払金するよう十分配慮してください。（平成3年建設省経構発第2号 建設産業における生産システム合理化指針）

さらに
特定建設業者は、下請業者から工事目的物の引渡しの申し出があった日から起算して50日以内に請負代金を支払わなければなりません。（建設業法第24条の5）

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人を除く）からの工事目的物の引渡し申し出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。
 ※特定建設業者は、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、建設業法第24条の5第1項の規定に基づき支払うことが義務付けられています。

また、下請代金を手形で支払うときは、一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形を交付してはいけません。

★請負代金の支払いは、少なくとも労務費相当分については現金で支払うようにしましょう。

★現金と手形を併用する場合、手形は120日以内で、できる限り短い期間としましょう。
 （平成3年建設省経構発第2号 建設産業における生産システム合理化指針）

**皆さん知ってますか？
建設業法では「帳簿の作成」が義務付けられています。**

（第40条の3）

建設業者は、請負契約の内容を適切に整理した「帳簿」及び「図書」を営業所ごとに備え付け、保存しなければなりません。
 「帳簿」とは、「営業所の代表者氏名、就任日」、「注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項」、「下請契約に関する事項」の記載事項と契約書等の添付書類からなる書類を指します。

完成～検査～引渡し～支払いまでの流れ（特定建設業者の場合）

